

学校法人常陽学園 理事・監事及び評議員の報酬等に関する規則

平成 29 年 6 月 21 日 制定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、学校法人常陽学園（以下「法人」という。）の理事長・常務理事・理事（以下「理事」という。）、監事及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 報酬及び手当

(理事・監事報酬)

第 2 条 常勤の専任理事、常勤の兼任理事及び非常勤理事の報酬月額はそれぞれ別表 1 を上限とし、具体的な報酬月額は理事会の承認を得なければならない。

2 専任の監事及び非常勤の監事の報酬は、それぞれ別表 1 を上限とし、年額を 12 月分に分割して月ごとに支給する。なお、具体的な報酬は理事会の承認を得なければならない。

(理事賞与)

第 3 条 理事には、報酬のほか次に定める賞与を支給する。

2 賞与の額は、次のとおりとする。

(1) 常勤の専任理事及び兼任理事（前条第 1 項に定める役員）

報酬月額の 4 月分

(2) 非常勤理事（前条第 1 項に定める役員）

報酬月額の 1 月分

3 前項に定める理事賞与の額は、法人の経営状態等に応じて理事会で変更することができる。

(評議員報酬)

第 4 条 評議員の報酬は、常勤の評議員については無報酬とし、非常勤評議員については、評議員会へ出席した翌月に別表 1 により支給する。

(支給の方法)

第 5 条 理事・監事及び評議員の報酬は、毎月 25 日に前月分の全額を支給する。

2 前項の日が土日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日に当たる場合には、それらの休日の前日に支給する。

3 第 3 条に定める理事賞与は、夏季手当及び年末手当に分け、理事賞与の額を 2 回に分けて、それぞれ 7 月末及び 12 月末までに支給する。

第3章 退任慰労金

(退任慰労金の支給)

第6条 理事及び監事が退任したときは、退職慰労金を支給する。ただし、任期満了後引き続き理事及び監事に就任した場合は、実際に退任するときに、その通算の在任期間分を支給するものとする。

2 理事及び監事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条の2の例による。

3 評議員については、退任慰労金は支給しない。

(退任慰労金算出の基礎報酬額)

第7条 退任慰労金算出に係る基礎報酬額は次のとおりとする。

(1) 常勤の専任理事及び専任監事については、最終報酬月額を基礎額とする。

(2) 常勤の兼任理事については、職員部分については「学校法人常陽学園 退職金規則」に基づき、役員部分については最終報酬月額の50%を基礎額とする。

(3) 非常勤の理事及び監事については、最終報酬月額を基礎額とするが、無報酬若しくは著しく低い場合は別表1の報酬月額を基礎額とすることができる。

(退任慰労金の算出方法)

第8条 退任慰労金は前条に定める基礎報酬額に、在任期間の年数を乗じて得た額とする。

2 任期満了後引き続き理事及び監事に就任した場合の退任慰労金は、常勤及び非常勤の理事及び監事であった在任期間ごとに算出の上、合算した額とする。

3 前項の在任期間は、就任から退任までの年数とし、毎年6月1日から翌年5月31日までを1年として算出する。ただし、在任1年未満の端数月は、1年として計算し、1ヶ月に満たない端数は切り捨てる。

4 1年の間に、常勤の理事又は監事に在任した期間と非常勤の理事又は監事に在任した期間がある場合は、常勤の理事又は監事として在任したものとして計算する。

(退任慰労金の加給)

第9条 特別の事由がある場合は、理事会の議を経て前条で算出した退任慰労金に加給して支給することができる。加給の算出については、別表2に掲げる功績倍率を乗じて計算した額を上限とする。

第4章 その他

(旅費)

第10条 理事・監事及び評議員の旅費については、学校法人常陽学園旅費規程を準用する。

2 交通費は翌月に報酬とともに支払う。

(必要経費)

第 11 条 理事・監事及び評議員がその職務の執行に当たって負担した経費については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(規定外事項)

第 12 条 この規則に定めがない事項については、必要に応じて別に定めるところによる。

(改廃)

第 13 条 この規則の改廃は、理事長を経て、理事会の議決を必要とする。

附 則

1 この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。